

## 「学校いじめ対策委員会」の主な役割等

項目	具体例	留意事項
1 委員の構成	<p>&lt;例1&gt; 校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等で構成する。</p> <p>&lt;例2&gt; 生活指導連絡会、特別支援教育委員会のメンバーにスクールカウンセラーを加え、これらの会議に引き続いて、「対策委員会」の会議を開催する。</p> <p>&lt;例3&gt; 企画委員会に、必要なメンバーを加えて「対策委員会」の機能をもたせる。</p> <p>&lt;例4&gt; いじめが認知された場合には、常設の委員に、個々のいじめに応じて、学年会、部活動の担当教員等を加えて対応する。</p>	<p>◆ 委員のメンバーに校長、副校長は不可欠である。校長に決定権があることを明確にした上で、委員長を校長とするか、他の教員とするか、各学校で定める。</p> <p>◆ 教育課程の中に、いじめ防止の対策を位置付ける趣旨から、「対策委員会」に教務主任を入れるなど、委員の構成については、学校の実態等に応じて、編成する。</p>
2 年間活動計画の作成・実施	<p>○ いじめ防止等の対策に係る学校の年間活動計画（校内研修、「いじめに関する授業」、教職員による個人面談、スクールカウンセラーによる全員面接、子供対象のアンケート、保護者会での説明、「学校サポートチーム」会議での説明、子供の主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）を策定する。</p> <p>○ 策定した計画が適切に実施されるよう運営を行う。</p>	<p>◆ 年間活動計画を「学校いじめ基本方針」の中に明記するとともに、定期的に「基本方針」が、自校の実態に即して機能しているかを点検する。</p>
3 定例会議の設定	<p>○ スクールカウンセラーの勤務日に合わせて会議を設定する。</p> <p>○ 個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定し、校長に報告する。</p>	<p>◆ 学校ごとに、「対策委員会」の機能と、具体的な取組を明確にし、定例会議で、いじめ防止の取組の進捗状況を確認する。</p>
4 情報収集・共有	<p>○ 子供の様子で気になることがあったとき、子供間でトラブルが発生した時など、どんな小さな事例でも、「対策委員会」として教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。</p>	<p>◆ 教員一人一人が、誰にどのような手順で報告、連絡するかなどを、チャート図等で示すなどの工夫をする。</p>
5 いじめの認知	<p>○ 教員から、子供の様子で気になることが報告された場合は、校長の方針の下に、事実確認の方法を決定する。</p> <p>○ 上記確認の結果について報告を受け、当該の事例が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。</p>	<p>◆ いじめが認知された場合等には、迅速に対応する必要があるため、まず校長が、担任等から報告を受けて対応を指示することもあり得る。</p>
6 対応方針の協議	<p>○ いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議し、校長に報告する。</p> <p>○ 対応方針について、学級担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の意向を確認する。</p> <p>○ 学級担任は、保護者の意向を「対策委員会」に報告する。</p>	<p>◆ いじめの事例ごとに、被害や加害の子供及びその保護者に対して、誰がどのように対応するかを決定する。</p>
7 成果検証・「基本方針」改善	<p>○ 学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を基に検証し、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。</p>	
8 指導・助言	<p>○ 子供に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり、相談に乗ったりする。</p>	<p>◆ 特に対応に当たる若手教員等に対しては、「対策委員会」として、きめ細かに助言していく。</p>
9 記録の保管・引継ぎ	<p>○ 全てのいじめの事例について、「対策委員会」が定めた共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。</p> <p>○ 年度が替わった場合には、学級担任等が確実に情報を引き継ぐとともに、対象の子供が上級の学校等に進学した場合には、進学先に情報を伝える。</p>	
10 学校評価の実施・「学校いじめ防止基本方針」の改訂	<p>○ 年度当初に定めた成果目標に基づき、学校評価の中で、自校の取組の成果と課題を検証するとともに、評価結果を踏まえ、保護者会や学校サポートチームと連携して、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。</p>	<p>◆ 学校評価の評価項目には、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組（アンケート、個人面談、授業、校内研修等）の実施状況を位置付ける。</p>

### <「学校いじめ対策委員会」運営上の配慮事項>

- いじめに対して、教職員が一人で抱え込んで対応することがあってはならないが、一人一人が、組織としての判断に基づき、責任をもって対応しようとする意識は必要である。
- いじめへの対応については、組織的対応とともに、迅速さが求められる。緊急の場合等には、いわゆるマニュアルどおりに報告、連絡等が行われないこともあり得る。最終的に、校長が判断できるような報告、連絡体制が確立されていることが大切である。
- 学校におけるいじめ防止対策の立案に全ての教職員が参画できるようにするため、メンバーを固定化させることなく、取組ごとに柔軟に組織を構成できるようにすることも有効である。

## エ 「いじめに関する研修」の実施

全ての所属職員が、「いじめ」の定義をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを徹底させる。また、子供の様子から軽微な段階でいじめに気付くことができるようにするなど、教職員の対応力向上を図っていく。

上記の趣旨を踏まえ、全ての学校において、**年間3回以上**の校内研修を実施する。

校長は、この研修を通して、所属教職員一人一人が、「チェックリスト」を活用して自分の取組を振り返り、改善を図ることができるよう適切な助言を行う。⇒85 ページ

### 【いじめ防止対策推進法】

第18条第2項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

- 【参考】
- いじめ問題に対応できる力を育てるために 平成26年2月
  - いじめ防止教材「STOP! いじめ あなたは大丈夫?」(DVD) 平成25年3月
  - いじめ防止教材「STOP! いじめⅡ 見つめよう考えよう」(DVD) 平成27年3月

① 法による義務規定

## オ PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

「学校いじめ防止基本方針」が、自校の実情に応じた実効性のある内容になっているか、教職員がその内容を十分に理解し、共通実践が図られているかなどについて、絶えず検証し、改善を図っていく。

特に、年度末には、学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDCAサイクルの中で検証し、次年度に向けて「基本方針」を改訂する。

その際、年度当初等に、「学校いじめ防止基本方針」の取組状況を検証する視点から、アンケート、個人面談、校内研修、「いじめに関する授業」、及びその他の学校独自の取組等について、適切に達成目標を設定しておく。

なお、いじめはどの学校、どの子供にも起こり得るとの認識が必要であることから、いじめの認知件数の多寡をもって、学校の取組の適否を評価することがあってはならない。

### 【いじめ防止対策推進法】

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

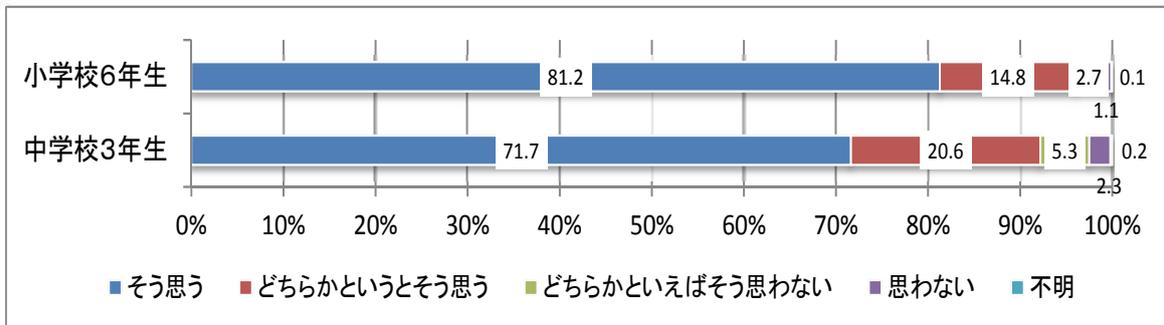
① 法による義務規定

### (3) いじめを許さない指導の充実

#### 現状と課題

【図表5】いじめについての認識

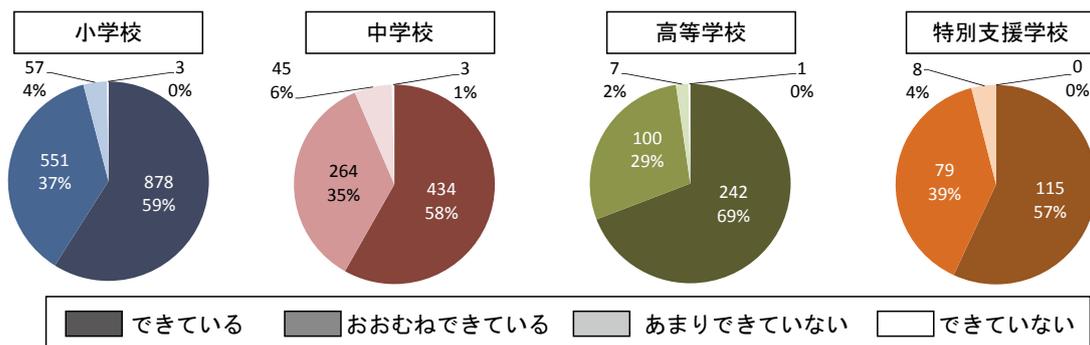
■ いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。(対象：都内公立学校)



平成28年度「全国学力・学習状況調査」文部科学省

【図表6】児童・生徒への指導に関する教職員の自己点検（抽出校分）

■ あなたは、児童・生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを、計画的に指導していますか。(上段：人数、下段：割合)



平成27年9月『いじめ防止対策推進法』等に基づく組織的な対応に係る点検 東京都教育委員会

- 【図表5】の調査では、「いじめは、どんな理由があってもいけないと思うか。」という質問に対して、ほとんどの子供が、「思う」又は「どちらかというと思う」と回答している。その一方で、小学校6年生で4%近くが、中学校3年生で8%近くが、「どちらかというと思わない」又は「思わない」と回答している。
- 【図表6】の教職員の取組状況を点検するための調査では、「子供に、いじめは絶対に許されない行為であることを、計画的に指導しているか。」という質問に、若干ではあるが、「あまりできていない」、「できていない」と回答した教職員がいた。
- 各学校は、組織全体で、子供たちに対して、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ、相手の言動が不愉快なものであったり、許し難いものであったりしても、その相手に対していじめを行う方法で対処してはならないことを理解させ、いじめを起させないようにする指導を、意図的・計画的に行わなければならない。
- 道徳や特別活動はもとより、全教育活動を通じて、子供がいじめ問題を自分たちの問題として捉え、考えることができるよう、指導を徹底させる必要がある。

## 具体的な取組

### ア いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり

どのような行為がいじめに該当するのか、その行為がどのような犯罪につながっていくかなどを視覚的に示したポスターや、子供たち一人一人が作成した「いじめ防止標語」を掲示するなどして、日常的に、子供たちのいじめ防止への意識を高める。

また、「学校いじめ防止基本方針」の概要をイラストやマップの形式で掲示するなどして、子供たちや保護者等が、学校はいじめ防止の対策について理解できるよう工夫する。

⑥ 各学校で工夫・改善

### イ 「いじめに関する授業」の実施

全ての子供に対して、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ、相手の子供の言動に原因があるとしても、いじめを行う方法で対処してはならないことを、十分に理解させる。また、同じ言葉や行為に対して、楽しいと感じる人もいるがつらいと感じる人もいるなど、人によって感じ方が異なることなどについて、子供同士が話し合いながら考える活動などを通して、どのような行為がいじめに該当するかを指導する。

さらに、子供がいじめの傍観者にならないようにするため、教職員等への報告、相談など、いじめを止めさせる行動をとることの大切さについて理解させる。

上記の趣旨を踏まえ、全ての学級で、「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。

- 【参考】 ○ いじめ問題に対応できる力を育てるために 平成 26 年 2 月  
○ いじめ防止教材「STOP! いじめ あなたは大丈夫？」(DVD) 平成 25 年 3 月

④ 全校で実施

### ウ 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施

子供がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚できるようにするため、必要に応じて、弁護士や行政書士等を講師として招き、「いじめ防止授業」を実施する。

具体的には、弁護士会が実施している「法教育プログラム※7」や、行政書士会が実施している法教育の出前授業などを活用する。

- 【参考】 ○ いじめ防止教材「STOP! いじめⅡ 見つめよう考えよう」(DVD) 平成 27 年 3 月

⑧ 必要に応じて実施・例示

※7 法教育プログラム 各弁護士会が、所属弁護士を学校に派遣して実施する授業。東京弁護士会の「いじめ予防授業」、第一東京弁護士会の「出張授業」、第二東京弁護士会の「出前授業(デリバリー法律学習会)」、東京三弁護士会多摩支部の「いじめ予防授業」等がある。

## エ 困難に対処できるようにするための指導

体育の保健領域、保健体育、学級活動等において、いじめの被害を含む子供を取り巻く様々な問題により、子供が悩みや不安を感じたときに、できるだけ早期に信頼できる身近な大人や友達に相談するなど、ストレスや困難に対処する方法を、適切に指導する。

そうした指導に加えて、友達から悩みや不安を伝えられたときの対応として、まず、話を傾聴し気持ちを受け止めた上で、一緒に保護者や教職員等に相談するよう促すなど、取るべき具体的な行動について、発達段階に応じて指導する。

特に、学期初めなどは、子供が学校生活に適応しづらい状況があることから、始業式や式後の学級での指導等において、全ての子供に対して、悩みや不安がある場合は、誰にでもよいので教職員に相談するよう伝える。

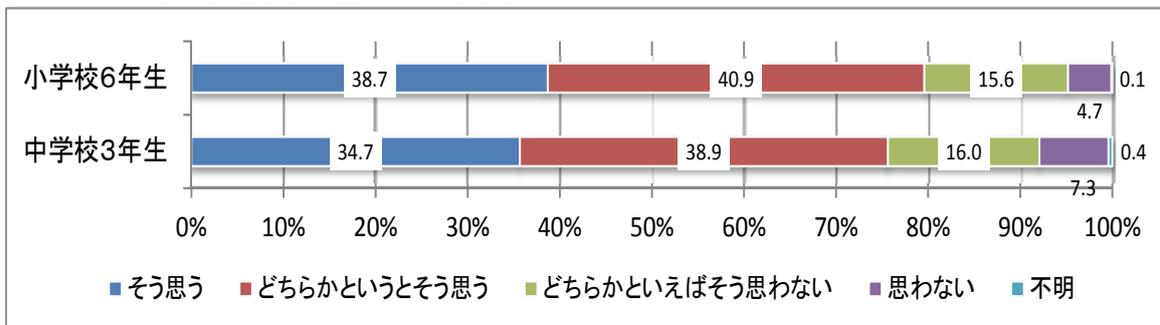
⑤ 全校で充実・推進

## (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

### 現状と課題

【図表7】子供たち同士の話合いによる合意形成についての意識

■ あなたの学級では、学級会などの時間に友達同士で話し合っって学級のきまりなどを決めていると思いますか。(対象：都内公立学校)



平成28年度「全国学力学習状況調査」文部科学省

【図表8】東京都公立学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

■ 児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり子供同士の人間関係や仲間づくりを促した(都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合)。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
73.5%	81.8%	24.5%	69.4%	70.5%

平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

【図表9】インターネット利用に関するルールづくりの状況

■ インターネット利用のルールを決めているか(児童・生徒総数の2%程度[22,792人]を抽出)。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
決めている	73.1%	55.2%	28.9%	49.0%
決めていない	25.0%	44.4%	70.2%	49.7%
無回答	1.9%	0.5%	0.8%	1.4%

平成27年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」東京都教育委員会

- 【図表7】の調査結果から、「友達同士で話し合っって学級のきまりなどを決めていると思うか。」という質問に対して、「思う」又は「どちらかというと思う」と回答した東京都公立学校の子供の割合は、小学校6年生より中学校3年生の方が低くなっていることが分かる。また、小・中学校とも全国の割合を若干下回っている状況である。
- 【図表8】により、学校での指導の実態を見てみると、いじめ問題に対する日常の取組として、「児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり子供同士の人間関係や仲間づくりを促した」と回答した学校は、小・中学校では比較的多いものの、高等学校では一部にとどまっていることが明らかになった。

- さらに、【図表9】は、家庭におけるルールづくりの例として、インターネット利用に関するルールを決めているかを調査した結果である。近年、インターネットを通じて行われるいじめなどの問題が指摘されている中で、校種が上がるごとに、子供のインターネット利用のルールを決めている家庭が少なくなっている現状が見られる。
- 子供たちを取り巻く諸問題を解決するためには、特定の子供たちへの対症療法的な生活指導にとどまることなく、全ての子供たちに働き掛ける意図的・計画的な指導により、問題の未然防止や健全育成のための取組を推進することが必要である。
- 特に、いじめ問題の根本的な解決を目指すためには、子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として捉え、主体的に行動しようとする意識や態度を育むことが不可欠である。

## 具体的な取組

### ア 互いに認め合う態度を育む取組

教職員が率先して子供の良さを発見し、その良さが集団の中でどのように役立っているかを他の子供に伝えるなどするとともに、学級活動等を通して、子供たち同士が互いの良さを認め合い、信頼を高めることができる取組を工夫して行う。

児童会や生徒会が主催する異年齢交流などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら活動することを通して、子供たち相互の共感的な人間関係が築かれるとともに、上級生の自己肯定感を育み、自尊感情が高められるようにする。

⑥ 各学校で工夫・改善

### イ 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組

子供たちが、いじめを自分たちの問題として捉え、行動できるようにするため、

- ① 子供が「いじめをなくすためにどうすればよいか」について、それまでの自分の体験などから考えをもつ。
- ② 話し合っって学級の目標を決める。
- ③ 学校全体や校区の小・中学校全体により異学年で編成された班ごとに意見を交流する。
- ④ 一人一人が自分の目標を決める。

などの一連の活動を通して、合意形成と自己決定を重視した取組を行う。

なお、③の班ごとの話し合いについては、例えば、子供のグループに、教職員、保護者、学校運営協議会委員などの地域住民等が加わる方法なども考えられる。

⑥ 各学校で工夫・改善

## ウ 取組の推進役を担えるリーダーの育成

学校全体で、いじめ防止に向けた子供の取組が活発に行われるようにするため、取組の推進役を担えるリーダーを育成する。

当該の子供の育成に当たっては、

- 委員会活動として位置付け、NPOが行っているプログラムを活用して指導する。
- 委員会活動とは別にチームを編成し、教職員が当番制で指導する。
- 区市町村教育委員会が、教育課程外に「育成研修」を開設して指導する。

などの方策が想定される。

なお、プログラムの一部に、スクールカウンセラーから指導を受ける時間を設定するなどの工夫も考えられる。

具体的な取組としては、

- ポスター、新聞、ビデオ等の制作
- 休み時間等の巡回、声掛け
- いじめ防止の標語、歌、キャラクター等の募集、決定、周知、啓発
- 「ピア・サポート※8研修」修了者（ピアサポーターに認定）が、困っている子供の相談に応じる

などの事例がある。

⑥ 各学校で工夫・改善

## エ 児童会・生徒会活動による取組

全校の子供が所属する児童会や生徒会の活動として、いじめ防止の取組が推進されるよう、役員等の子供たちのリーダーシップによる主体的な取組を支援する。

その際、役員等一部の子供たちによるイベント的な取組に終わることなく、全ての子供たちが考えたり、行動したり、参加したりする意識がもてるよう、学級担任等が、学級の子供たちに取組を促すなどの指導を行う。

具体的な取組としては、上記ウに示す取組のほか、

- 「学校いじめ防止宣言」の採択、決定
- いじめ相談目安箱の設置
- 「言葉の暴力撲滅キャンペーン※9」の実施
- 「ホワイト・リボン運動※10」の実施

などの事例がある。これらの子供の主体的な取組の内容とその支援の在り方を「学校いじめ防止基本方針」に明記することが望ましい。

⑥ 各学校で工夫・改善

※8 ピア・サポート 子供たちの対人関係能力や自己表現能力等社会に生きる力が極めて不足している現状を改善するための学校教育活動の一環として、教師の指導・援助の下に、子供たち相互の人間関係を豊かにするための学習の場を、各学校の実態や課題に応じて設定し、そこで得た知識やスキル（技術）を基に、仲間を思いやり、支える実践活動

※9 言葉の暴力撲滅キャンペーン 相手を傷付ける言葉を使わないようにする呼び掛けを通して、いじめを防止する取組

※10 ホワイト・リボン運動 生徒会が、いじめ防止を呼び掛け、いじめをしないと宣言する子供の署名を集めるとともに、署名した子供のかばん等にリボンを付ける取組

## オ 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくり

子供が、スマートフォン等からSNSを利用するためのアプリケーションを用いて行う通信の中で、誹謗中傷などのいじめに該当する行為を行わないよう指導するとともに、いじめを含めたトラブルや犯罪を回避できる判断力等を身に付けさせる。そのために、平成27年11月に、東京都教育委員会が策定した「SNS東京ルール※11」を踏まえて、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりに関する取組を行う。

「学校ルール」については、同じ学級や同じ学年に所属する子供同士が、話し合っ自分たちが守るべきルールを決めることができるようにするとともに、そのルールを互いに守っていこうとする態度を育む指導を行う。

また、「家庭ルール」については、各家庭において、保護者と子供が話し合っルールを決めることができるよう、保護者に対して啓発を行う。⇒86ページ

④ 全校で実施

## カ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発

コンピュータを使って行う学習を通して、平成28年度中に東京都教育委員会が開発するホームページ・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo※12」を活用し、いじめを受けたとき、いじめを見たり聞いたりしたとき、いじめを行ってしまったときなどに、どのように対処すればよいのかなどについて、子供たちに考えさせる指導を行う。

また、子供たちが家庭で使用しているコンピュータや、携行しているスマートフォン等を通して、日常から、「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」にアクセスし、いじめ問題の解決に向けて、自分がどのように行動すればよいのかを考えることができるよう啓発を行う。

⑤ 各学校で充実・推進

※11 「SNS東京ルール」 都内全公立学校の子供が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、平成27年度に策定。「一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。」「自宅でスマホを使わない日を作ろう。」「必ずフィルタリングを付けて利用しよう。」「自分や他者の個人情報を載せないようにしよう。」「送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。」の五つのルールがあり、学校や家庭では、「SNS東京ルール」を踏まえて具体的なルールを定める。

※12 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」 子供が、身近な情報通信機器を用いて、いじめを受けた場合にすぐに相談機関に連絡できるようにするとともに、いじめへの対処の疑似体験を通して、いじめ問題の解決のために主体的に行動しようとする意識や態度を育むことを目的として、平成28年度に、東京都教育委員会が開発したホームページとアプリケーション

## (5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

### 現状と課題

【図表 10】東京都公立学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

■ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた（都内全公立学校のうち、取り組んだと回答した学校の割合）。

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

- 【図表 10】の調査結果では、「学校いじめ防止基本方針」については、全ての学校でホームページに掲載し、保護者や地域住民に周知していることが示されている。一方で、その内容について理解を得られるよう、丁寧に説明をすることについては、十分とは言えない学校があることが指摘されている。
- いじめは、学校の内外を問わず行われる行為であることから、いじめを未然に防止するためには、保護者、地域、関係機関等が、学校がいじめ防止のための取組について十分に理解し、子供にとって、身近な大人が、同一の方針で指導したり対応したりできるようにしなければならない。
- 学校は、保護者、地域、関係機関等と、日頃から子供の状況について情報を共有し、気になる様子等が見られたら、双方から積極的にその状況を伝え合うとともに、必要に応じて、それぞれの立場で当該の子供に働き掛けることができる連絡・協力関係を構築しておくことが求められる。特に、地域住民等に対して、いじめの疑いがある子供の状況を見聞きした場合には、ためらうことなく学校や所管教育委員会に通報してもらえるよう依頼しておくことが大切である。
- 全ての学校において、保護者会や「学校サポートチーム※13」の会議等の様々な機会を活用して、保護者、地域住民、関係機関等に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨や内容等について周知し、理解を得たり協力を依頼したりする必要がある。
- そのためには、各学校において、「学校いじめ防止基本方針」の改訂に、保護者や関係機関の意見を反映できる学校評価の方法等を検討することが求められる。

※13 学校サポートチーム 子供の問題行動への対応において、保護者、地域、関係機関等と迅速かつ適切に連携・協力できる体制を確立し、子供の健全育成を図るとともに、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、都内全公立学校に設置。校長、副校長、保護者、学校医、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子供家庭支援センター職員、児童相談所職員、警察職員（スクールサポーター）等により構成